

伊達市がんばる事業者応援金

市内でがんばる事業者の皆さんを応援します！

概要

新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている中小事業者、個人事業主を対象に、事業全般に広く使える応援金を売上の減少率に応じて最大50万円支給します。

支給内容

【計算方法】

$$\frac{(\text{2019年2月～5月の総売上}) - (\text{2020年2月～5月のうち前年同月比}\blacktriangle 30\% \sim \blacktriangle 50\% \text{月の売上} \times 4\text{か月})}{\text{2019年2月～5月の総売上}} = \text{応援金(上限あり)}$$

※上限額の設定

減少率が30%以上40%未満 ⇒ **30万円上限**

減少率が40%以上50%未満 ⇒ **50万円上限**

受給要件

- ①法人の場合は、伊達市内に本社、本店など登記上の主たる事業所があること。
- ②個人事業主の場合は、伊達市内に事業所があること。フリーランスの場合は、伊達市に住民票があること。
- ③資本金が10億円未満であること。
- ④2019年12月31日までに開業していること。
- ⑤今後も事業を継続する意思があること。
- ⑥2020年2月から5月までの間で、前年同月比において1か月の売上が最も減少した月の減少率が30%以上50%未満であること。
- ⑦原則、市税の滞納がないこと。
- ⑧確定申告等をしていること又は申告予定であること。

申請方法

原則 郵送

申請期間

令和2年6月15日から
8月31日まで

宛先

〒052-0015 伊達市旭町24番地(伊達商工会議所内)
伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会事務局 宛

よくあるお問い合わせ

Q1.どのような事業者が対象になりますか？

資本金10億円以上の大企業や2020年1月以降に創業した事業者を除き、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を幅広く対象とします。

Q2.対象とならない業種はありますか？

風営法に規定する性風俗関連特殊営業、宗教活動や政治活動に関する業種、農業、林業、漁業は対象になりません。その他は業種についての制限はありません。

Q3.申請書類はどこでもらえますか？

伊達商工会議所または伊達市役所第2庁舎商工観光課でお受け取りいただけます。

Q4.国の「持続化給付金」の給付を受けた後、 がんばる事業者応援金を申請することはできますか？

国の「持続化給付金」の要件を満たしながら、市の応援金を受けることはできません。

※例えば、3月の売上が前年同月比50%以上減少し、国の給付金の要件を満たしている場合、5月の売上が前年同月比35%減であった場合でも、5月の売上で市の応援金を申請することはできません。

【ご不明な点や詳細は

下記まで お問い合わせください】

伊達市新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策実行委員会

(伊達商工会議所内)

電話 0142-23-2222

受付時間 平日午前9時～午後5時

《切り取って宛名シートとしてご活用ください》

がんばる事業者応援金申請書類在中

〒052-0015

伊達市旭町24番地 伊達商工会議所内

伊達市新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策実行委員会事務局 行